

## 論 文

## 初期ラスキの政治思想

—ピューリタン革命との関わりで—

柴田 淳平 (聖学院大学大学院博士後期課程)

## はじめに

「EUの思想」すなわちリベラル・デモクラシーからソーシャル・デモクラシーへの発展・転換を見せた「ヨーロッパ・デモクラシー」の概念が、現在重要な位置を占めるようになりつつあると思われる<sup>1)</sup>。

しかし、これまで西欧政治思想史上、リベラル・デモクラシーとソーシャル・デモクラシーという二つの思想について、その相関・継承関係が論じられることはほとんどなかった。とくに、第二次世界大戦後、アメリカをはじめとする西側自由主義（資本主義）陣営と、ソビエト連邦を盟主とする東側社会主義（共産主義）陣営が対立する「冷戦構造」が生じたことで、リベラル・デモクラシーはブルジョア・デモクラシーの営利主義的な悪しきイデオロギーとして社会主義の側からは非難され、ソーシャル・デモクラシーは暴力革命や独裁政治を標榜する危険な思想として自由主義の側からは批判されるようになった。

ところで、1975年に東西両陣営の代行戦争であった「ベトナム戦争」が終結すると、1985年からソ連で「ペレストロイカ（改革）」、「グラスノスチ（情報公開）」がはじまり、世界的に「平和共存」の気運が高まった。そして、1989年に民主化・自由化を求めて東欧革命が起こり、1991年にソビエト連邦体制が崩壊すると、旧ソ連や東側社会主義諸国はリベラル・デモクラシーの制度を採用したソーシャル・デモクラシーへと移行していった。

さらに、1993年のマーストリヒト条約発効によってEU（欧州連合）が成立したさい、加盟国の大半は社会民主主義政党による政権であり、その

後は旧東側社会主義諸国も加盟するなど、リベラル・デモクラシーからソーシャル・デモクラシーへの転換が見られるようになった<sup>2)</sup>。その結果、「冷戦構造」期における自由主義と社会主義の対立関係は終息へと向かい、EU諸国をはじめ、世界の主要各国はリベラル・デモクラシーとソーシャル・デモクラシーの結合した「現代福祉国家」を建設し、「自由」「平等」「平和」の普遍的価値を実現する新たな政治的・経済的・思想的共同体へと進む道が開けてきたといえる。

そして、こうしたリベラル・デモクラシーとソーシャル・デモクラシーの相関・継承関係を、いち早く1930年代の戦間期から提起していたのが、20世紀イギリスの政治学者ハロルド・ラスキ（Harold Joseph Laski, 1893-1950）であった<sup>3)</sup>。ラスキが活躍した時代は、第一次世界大戦と第二次世界大戦を挟み、イギリスをはじめとする自由主義国家、ソ連を中心とする社会主義国家、ナチス・ドイツに代表されるファシズム国家が三つ巴の闘争を繰り広げる「危機の時代」（1919-39）であった。ラスキは、この20世紀前半を経験するなかで、自由主義・社会主義・ファシズムの思想的対立に向き合うことになり、リベラル・デモクラシーとソーシャル・デモクラシーの相関・継承関係をめぐる近代国家の思想的根本問題を考究することが可能となったのである<sup>4)</sup>。

ところで、近代国家における政治的民主主義と経済的資本主義との間には矛盾が内在していた。そもそも近代国家は、個人の自由を保障し、人民の政治参加などの「市民的・政治的自由」を拡大する政治的デモクラシーと、市場経済にもとづく「自由放任主義」を重視する経済的リベラリズムが接合されたリベラル・デモクラシーを基本理念

としてきた。しかし、19世紀末以降、強大な独占資本主義国家が出現すると、これらの諸国家は、帝国主義政策を推進して経済発展の遅れたアジア・アフリカ諸国を植民地化していった。また、これらの諸国家では、政治的民主主義の基礎である「市民的・政治的自由」よりも、ごく少数の資本家層の経済的利益が優先されるようになり、ここに失業・貧困などの社会的不平等が深刻化していった<sup>5)</sup>。

こうした問題に直面したラスキは、ヨーロッパ伝統のリベラル・デモクラシーの思想に新しいマルクス主義的な「階級国家論」を取り入れ、リベラル・デモクラシーの基本原則である「市民的・政治的自由」は「資本の論理」を侵害しない範囲において実現されてきたにすぎないと批判した<sup>6)</sup>。そして、近代国家における政治的民主主義と市場原理を基調とする資本主義との調和をはかり、「自由」「平等」「平和」の普遍的価値を実現することを目指して、リベラル・デモクラシーとソーシャル・デモクラシーとの接合による「現代福祉国家」の建設を提起した。このようにみると、ラスキの政治思想は、リベラル・デモクラシーとソーシャル・デモクラシーとの相関・継承関係にもとづく「ヨーロッパ・デモクラシー」すなわち「EUの思想」の先駆的形態であったといえる。

そこで本論では、初期ラスキの政治思想に内在するリベラル・デモクラシーとソーシャル・デモクラシーとの歴史的・思想的連続性を踏まえたうえで、西欧デモクラシー思想の端緒を開いたとされる「ピューリタン革命」に関するラスキの著作活動に注目し、これまで触れられることの少なかったラスキの思想史的研究の一断面を探っていく<sup>7)</sup>。

## 1. 多元的国家論—リベラル・デモクラシーとソーシャル・デモクラシーとの接合

ところで、リベラル・デモクラシーとソーシャル・デモクラシーを接合することによって「福祉国家」の思想的・理論的根拠を最初に提起したのは、実は19世紀後半のイギリスで活躍したオックスフォード大学の哲学者・政治学者T. H. グリー

ン(Thomas Hill Green, 1836-1882)であった。19世紀後半までのイギリスは、伝統的・古典的な自由主義思想の基本原則である「身体的自由」、「私有財産の不可侵(所有権の保障)」、「契約の自由」といったような個人の自由を根幹としていた。そのため、国家は個人の経済活動にあまり干渉せず、市場経済や競争原理を重視するという「自由放任主義」、「夜警国家」といった経済的リベラリズムの思想が唱えられ、イギリス資本主義は急速に発展した。しかし、「私有財産の不可侵」、「契約の自由」といった権利は、一部の有産階級の権益を保護することはあっても、労働者階級をはじめとする社会的弱者の権利を保障することはなく、貧困・失業・過酷な労働条件などの政治的・経済的・社会的な不平等が発生した。

グリーンは、こうした社会問題を解決すべく、伝統的・古典的な自由主義思想である「消極的自由」に対して、新しい「積極的自由」の観念を考案し、リベラル・デモクラシーからソーシャル・デモクラシーへの思想的転換をはかった。グリーンは、ドイツの哲学者カント(Immanuel Kant, 1724-1804)やヘーゲル(Georg Wilhelm Friedrich Hegel, 1770-1831)の思想を取り入れることで、自由とはそれ自体が「目的」ではなく、「人格の成長(人間が人間らしくあること)」という最高善を達成するための「手段」であるとした<sup>8)</sup>。つまり、グリーンによれば、「人間が人間らしくあること」を保障するのが最大の目的であるから、たとえば「私有財産の不可侵」や「契約の自由」などが多数の社会的弱者を生み出すならば、それらの自由を制限しなければならない、ということになる。グリーンは、「公共の福祉」のためならば、国家干渉によって個人の自由をある程度制限するという「積極的自由」の観念によって、不平等を是正する「福祉国家」の思想を提唱したのである<sup>9)</sup>。

そして、グリーン「福祉国家」の思想は、その後、かれの弟子であるボーズンキット(Bernard Bosanquet, 1848-1923)とホブハウス(Leonard Trelawny Hobhouse, 1864-1929)に受け継がれていく。このうち、ボーズンキットは、国家干渉による「公共の福祉」を実現するためには、国家

## 論 文

の積極的な活動が必要であるとし、政治社会を一元的に統制する国家の強制力を強調した<sup>10)</sup>。これに対して、ホブハウスは、国家の権能を強めるボーズンキットの思想は個人の自由を制限することになると批判した。すなわちホブハウスは、国家干渉の必要性を認めながらも伝統的な自由主義の基本原則を尊重しており、「市民的・政治的自由」を拡大して個人の自発的活動を強め、漸進的な政治改革を進めることによって「福祉国家」へと転換していくことを主張した<sup>11)</sup>。

こうした二つの「福祉国家」の思想のうち、グリーンやホブハウスの流れを汲むのが、ラスキが初期に提唱した「多元的国家論」である<sup>12)</sup>。ラスキは、『近代国家における権威 (Authority in the Modern State)』(1919)、『主権の基礎 (The Foundations Of Sovereignty)』(1921)、『政治学大綱 (A Grammar of Politics)』(1925)などを著し、多元的国家論を構築・修正していった。ラスキの多元的国家論の特徴は、伝統的なリベラル・デモクラシーの思想が基礎におく個人の自由を保障するだけでなく、「社会集団の権利」にもとづく「集団観念」の理論を展開したことにある。ラスキは、労働組合・キリスト教会・市民団体などの「社会集団」に「社会集団の権利」を与え、これらの諸集団の権能によって個人の自由を拡大し、国家権力の絶対性に制限を加えることを主張した。ラスキは国家ではなく「社会集団」の権能を通して、「人格の成長(人間が人間らしく生きること)」を達成するための社会改革を推進するという新しいリベラル・デモクラシーの思想を構築したのである<sup>13)</sup>。

したがって、ラスキの多元的国家論は、グリーンによる「福祉国家」の思想を引き継ぎつつも、ボーズンキットのように国家機能を重要視するのではなく、ホブハウスのように個人・集団の自発的活動を活性化させて漸進的な政治・社会改革をおこない、「福祉国家」への発展・転換をおこなおうとしたものといえる<sup>14)</sup>。また、メイトランド (Frederic William Maitland, 1850-1906)、J. N. フィギス (John Neville Figgis, 1866-1919)、G. D. H. コール (George Douglas Howard Cole, 1889-1959)といった多元的国家論者の思想も、「集

団観念」を思想史的に分析し、現代社会における個人と集団の関係性に注目したという点で、ラスキと同様の学問的傾向を表現したものであったといえよう<sup>15)</sup>。

ところで、ラスキの多元的国家論には、もう一つ大きな特徴がある。それは、「ピューリタン革命」と「名誉革命」からなる「イギリス革命」の研究を出発点としたことであった。

初期のラスキは、『近代国家における権威』、『主権の基礎』といった著書に代表されるように、「国家と個人」「権力と自由」をめぐる政治哲学の根本問題を明らかにすべく、近代国家成立の基点となった宗教改革から市民革命期にかけての時代に焦点を当て、西欧デモクラシーの歴史・思想に言及していた<sup>16)</sup>。かかる研究方法は、グリーンが『イギリス革命講義—クロムウェルの共和国 (Four Lectures on the English Commonwealth)』(1888年)にも見られる。グリーンは、「ピューリタン革命」における革命の指導者クロムウェル (Oliver Cromwell, 1599-1658) や革命派議員ヴェイン (Sir Henry Vane, 1613-1662) の政治変革の思想を学んだことで、「自由」「平等」を第一義的なものとして社会的弱者を生み出す不平等・格差問題を是正するという「福祉国家」の思想的立場を確立したといえる<sup>17)</sup>。

そして、ラスキもグリーン同様、「ピューリタン革命」を重要視していた。ラスキは、16世紀後半期のフランスにおいてユグノー教徒ユニウス・ブルトゥス (Junius Brutus)<sup>18)</sup>が著した『暴君に対する自由の擁護 (A Defence of Liberty Against Tyrants)』(1924)の翻訳および序論、歴史学者G. P. グーチ (George Peabody Gooch, 1873-1968)との共著『十七世紀におけるイギリス民主主義思想史 (The History of English Democratic Ideas in the Seventeenth Century)』(1927)などを通して、「自由」「平等」を実現すべく暴政・圧制に抵抗したユグノーやピューリタンの思想研究をおこなっていた。ラスキの「ピューリタン革命」研究を取りあげ、ラスキの多元的国家論に内在する古典的な西欧デモクラシー思想との関係性を見直すことは、ラスキの政治思想を解明するための新たな手がか

りになると思われる。

## 2. ラスキとユグノーの政治思想—ブルトウス『暴君に対する自由の擁護』

ラスキは多元的国家論を構築するさい、中世から近代にかけての西欧政治思想史研究をおこない、「ピューリタン革命」の歴史・思想を研究対象としてきた。そのなかでラスキが注目したのは、ピューリタンの変革思想を補強するユグノーの政治思想であり、ユニウス・ブルトウスの著した『暴君に対する自由の擁護』(原題『*Vindiciae Contra Tyrannos*』)であった。ラスキは『暴君に対する自由の擁護』の翻訳にさいして序論を著し、宗教改革から市民革命期までの西欧政治思想史を振り返りながら、ユニウス・ブルトウスの思想に古典的な西欧デモクラシー思想の萌芽を見出している<sup>19)</sup>。

この『暴君に対する自由の擁護』が発表された16世紀後半期のフランスは、宗教改革の波が押し寄せ、ドイツのプロテスタント諸侯との同盟関係も影響し、国内の宗教政策がカトリックとユグノーとの間で揺れ動いていた。とくにユグノーが政治において改革派を代表するようになると、宗教対立は改革派を取り込んだブルボン家(ユグノー)と国王の外戚であるギーズ家(カトリック)との政治対立へ発展し、ヴァシーの虐殺(1562年)やサン・バルテルミの虐殺(1572年)を通してフランス宗教戦争が本格化していく。こうした政治的危機を目撃したブルトウスは、『暴君に対する自由の擁護』を執筆し、旧約・新約聖書、古代ギリシャ・ローマ、さらにはヨーロッパ諸国の政治体制・国家体制を分析して、フランス国王はどのような原理・原則に従い、どのような統治をおこなうべきなのか、ということを導き出そうとした。

では、ブルトウスが『暴君に対する自由の擁護』において展開した政治思想の特徴とはなにか。それは、古来よりフランスでは、聖別式・戴冠式を通して「神・国王・人民」との間で「契約」が結ばれており、この「契約」によって国王の権力は制限されるという「王権の制限」と、国王に対する「抵抗する権利」を主張した点にある<sup>20)</sup>。

ブルトウスによれば、この「契約」は、「第一の契約」と「第二の契約」の二つに分けられている。「第一の契約」は、旧約聖書の信約観念を中心におく「神の子である人民と神との契約」であり、国王は人民が自由に神に仕えることを許し、「神の法」を遵守して正義・公正にかなった統治をおこない、人民もまた神に仕えるように国王に服従しなければならない、というものである<sup>21)</sup>。「第二の契約」は、イスラエルに国王が出現したことによって「第一の契約」が変質した「神と人民および国王との契約」であり、国王は「神の法」のみならず、自然法・市民法・万民法にもとづく「法の支配」を遵守し、生存権、所有権、宗教の自由などの権利保障をおこなう義務と責任を負うことで、はじめて人民から国家権力を委譲されて国王となる<sup>22)</sup>。そして、この国家権力は人民に存するものであるから、国王は人民を代表する議会(三部会)を無視して課税をおこなうことや、国家権力の譲渡・廃棄をおこなうことはできず、もしも神・人民・国王との間で交わした「契約」や義務を果たさない「暴君」が出現した場合、人民は国王に従う義務から解放され、「抵抗する権利」が認められるのである<sup>23)</sup>。

このように、ブルトウスの政治思想は、根本的にはユグノーが唱えていた中世的・宗教的な神権政治論であった。「法の支配」のもと、人民の代表たる議会を尊重して、人民の権利を保障する統治をおこなう政治が「君主の善政」であり、そうでない政治が「暴君の悪政」であるという理論は、あくまで国王支配にもとづく王政・君主政を前提としている。また、「契約論」についても、市民革命期の思想家であるホブズ(Thomas Hobbes, 1588-1679)、ロック(John Locke, 1632-1704)の「社会契約論」による主権国家論・議会主権論<sup>24)</sup>とは異なり、「抵抗する権利」も個々の市民にではなく、諸身分の代表者を中心とした「人民の集合体」<sup>25)</sup>に与えられたものである<sup>26)</sup>。

しかし、ラスキは、中世末期に『国家論六卷(*Les six livres de la republique de J. Bodin Angeuin*)』(1577年)を著した法学者ボダン(Jean Bodin, 1530-1596)との相違を強調して、ブルトウスの思想に

# 論 文

内在する近代的要素を指摘する<sup>27)</sup>。ボダンは、政治社会を包括的に統治する最高権力の構築をおこなうべく、法の強制力と国家権力を結びつけ、「法は命令であり、命令を下すものが主権者である」として、実際の法理論・法思想を軸に主権国家論を展開した<sup>28)</sup>。また、ボダンは、国家は家族の結合から成立したものであるから、国王は家族を破壊することは許されず、神の命じた自然法や「法の支配」を無視することはできないと述べている。しかし、それは、家長である父親の絶対的な権限と、各家長の頂点に君臨する国王の絶対性にもとづく無制限な「国王主権」を前提としたものにすぎなかった<sup>29)</sup>。

一方、ブルトゥスは、国王は神の代理人であり、「神の法」に従い「神の国」を建設する義務を負うとしたが、それは、あらゆる権威の源泉が、神の似姿である国王に由来するということの意味するのではない。なぜなら、王権は、神・人民・国王との間で「契約」を交わし、国王が権利保障の義務と責任を負うことで、はじめて人民から委譲されるものであり、国王は最高権力を担う国家の代表者にすぎないからである。そのため、ブルトゥスは、諸法からなる「法の支配」や、諸身分の代表機関である三部会を無視するような「暴君」に従う義務はなく、人民には「抵抗する権利」が認められる、と述べている。

このようにみると、ボダンが絶対的な「主権者」と「国王主権」の構築を目指しているのに対し、ブルトゥスはあくまで「王権の制限」と「抵抗する権利」を主張している。それは、ブルトゥスの思想に、人民の権利保障を基礎とする「権力制限・権力分立」と、圧制的な専制君主に立ち向かう「抵抗権」という、近代デモクラシー思想の基本理念が含まれていることを意味する<sup>30)</sup>。実際、『暴君に対する自由の擁護』が、1622年から1689年にかけて、17世紀市民革命期のイギリスへと幾度となく輸入されていたことを考えれば、ユグノーの側から「抵抗する権利」をうたったブルトゥスの思想が、「ピューリタン革命」におけるピューリタンの変革思想に影響を与えていたとしても不思議はない<sup>31)</sup>。

また、ラスキの多元的国家論は、中世以来の政治思想史研究に依拠するところが多く、バーカー (Ernest Barker, 1874-1960) やフィギスなどの多元的国家論者も、ブルトゥスの契約概念、権力委譲の観念、分権主義的思想を高く評価していた<sup>32)</sup>。したがって、ラスキは近代デモクラシー思想における「権力制限・権力分立」と「抵抗権」の観念をブルトゥスの『暴君に対する自由の擁護』に見出し、「ピューリタン革命」との思想的継承関係を捉えたうえで、多元的国家論を提唱したと考えられる。

### 3. ラスキのイギリス革命観—ピューリタン革命における急進思想

ラスキは、16世紀フランス宗教戦争期に著されたブルトゥスの『暴君に対する自由の擁護』からユグノーの思想を学び、17世紀イギリス革命期におけるピューリタンの変革思想との関連性を見出そうとしていたと考えてよい。

では、近代国家・近代デモクラシー成立の基点となった歴史的な大事件である「ピューリタン革命」を、ラスキはどのように捉えていたのか。それを明らかにするためには、まずもって、20世紀までのイギリス革命研究の特徴について把握し、ラスキのイギリス革命観との差異をはっきりさせておく必要がある。

そもそも、イギリス革命は、近代イギリスの政治・経済・社会・宗教・思想に大きな影響を与えたという認識があらゆる政治学者・歴史学者・哲学者・思想家に共通して存在していた。しかし、その研究方法は、マコーリー (Thomas Babington Macaulay, 1800-1859) やカーライル (Thomas Carlyle, 1795-1881) のように、クロムウェルを中心とした議会派の勝利によって政治的・宗教的自由を獲得したというホイッグ史観が中心となっており、「ピューリタン革命」と「名誉革命」期における議会と国王の対立関係にもとづく国制史研究が主流であった。さらに、バーク (Edmund Burke, 1729-1797) が、国王を処刑したフランス革命を批判して、無血革命である「名

誉革命」の優越性を強調しながら、同じく国王を処刑した「ピューリタン革命」には触れなかったように、イギリス革命といえば「名誉革命」のことを指すようになった<sup>33)</sup>。

しかし、19世紀後半にグリーンが『イギリス革命講義—クロムウェルの共和国』を発表したことで、イギリス革命研究に変化が訪れた。グリーンは、「ピューリタン革命」を本格的に取りあげ、従来の国制史研究に基づく「政治闘争」としての側面のみならず、クロムウェルやヴェイン卿をはじめとするピューリタンの変革思想を組み込み、「宗教闘争」としての側面を強調して、宗教改革から続く政治・宗教を巡る理論・思想の総括としての「ピューリタン革命」という新たなイギリス革命観を提示した。リベラル・デモクラシーの転換による「福祉国家」の思想を展開したグリーンからすれば、イギリスの優位性を誇るだけの「名誉革命」中心の革命観は、19世紀後半のイギリスにおける経済的リベラリズムの生み出す社会問題を無視したものであり、グリーンは「自由」「平等」を実現するための変革を求めて闘争を繰り広げた「ピューリタン革命」にこそ、イギリス・デモクラシーの本質があると考えたのであろう<sup>34)</sup>。

そして、グリーンの流れを汲み、宗教改革からイギリス共和国時代までの歴史・思想を「政治闘争」「宗教闘争」の両面から分析した「ピューリタン革命」研究が、グーチとラスキの共著『十七世紀におけるイギリス民主主義思想史』である。

この『十七世紀におけるイギリス民主主義思想史』の特徴は、議会多数派のプレスビテリアン（長老教会派）やクロムウェル派の有産階級からなるグランディーズ（革命派幹部層）だけでなく、インディペンデント（独立派）、レヴェラーズ（平等派）、ディガーズ（真正平等派）といったピューリタンの諸分離派（セクツ）について本格的に論じたという点にある<sup>35)</sup>。たとえば、第五章「クロムウェルの軍隊の政治論（The Political Opinion of the Army）」において、リルバーン（John Lilburne, 1614-1657）による「レヴェラーズ宣言」や、クロムウェル派幹部のアイアトン（Henry Ireton, 1611-1651）との間でおこなわれ

た選挙権拡大を巡る「パトニ討論」を取りあげ、政治的平等の実現を求めたレヴェラーズを思想を、近代デモクラシー思想における急進主義の端緒としている。さらに、第六章「クロムウェル独裁への敵対者（The Antagonists of the Oligarchy）」では、レヴェラーズのウォールウィン（William Walwyn, 1600-1681）、ディガーズのウィンスタンリー（Gerrard Winstanley, 1609-1676）を指導者として労働者・下層民が起こした社会運動が、イギリスにおける社会主義・共産主義思想の源流であるとしている<sup>36)</sup>。グーチとラスキは、「ピューリタン革命」における政治的・宗教的な変革思想が、クロムウェルやグランディーズに代表される革命勢力の中心層だけでなく、レヴェラーズやディガーズをはじめとする諸分離派の民衆運動にも浸透していたことは、近代デモクラシー思想における市民精神の源流であると評価していたと思われる。

また、ラスキは『十七世紀におけるイギリス民主主義思想史』の付論「共和国時代における法改革運動（The Movement for Law Reform under the Commonwealth）」<sup>37)</sup>を執筆し、「ピューリタン革命」の一断面に触れている。ラスキは、「イギリス史上、多くの重要な民衆運動は、法改革の要求や法曹との対立を伴っており、ワット・タイラーの乱とケイドの乱も、イギリス共和国の建設も、18世紀と19世紀における議会改革の模索も、すべてはその気質が現われた事例である」と述べ、共和国時代における法改革の民衆運動に焦点を当てた。ラスキが例にあげたのは、(1)海事裁判所の文官ワイズマン（Robert Wiseman）による「コモン・ローの廃止と大陸法への転換運動」、(2)レヴェラーズのウォールウィンやリルバーンによる「コモン・ローの複雑性を指摘し、圧制的で不必要なものであるとみなした運動」、(3)法律学者シェパード（William Sheppard）による「改革的な法学者による立法の改善を求めた運動」などであり、それらは、コモン・ロー改革、成文法の制定、法手続きの平等化、相続制度の改革、地方政治制度・議会政治制度の改革などを求めるものであった。ラスキは、こうしたコモン・ロー改革運動

# 論 文

を、18世紀から19世紀にかけてベンサム (Jeremy Bentham, 1748-1832) がコモン・ロー批判をおこない選挙権の拡大<sup>38)</sup>を訴えたことや、J. S. ミル (John Stuart Mill, 1806-1873) が女性参政権や団結権<sup>39)</sup>を主張したことになぞらえ、インディペンデント、レヴェラーズ、ディガーズの思想の重要性を指摘した<sup>40)</sup>。

また、レヴェラーズやディガーズによる民衆運動は、ラスキの多元的国家論の思想的基礎にも関わってくる。ラスキの多元的国家論は、「社会集団の権利」を主張する「集団観念」の理論を基礎におき、個人だけでなく「社会集団」の権能によって絶対的な国家権力に制限を加えようという政治思想であった。そのため、ラスキは、レヴェラーズやディガーズといったピューリタンの「社会集団」が共和国政府に立ち向かったことは、多元的国家論が「社会集団」の権能を強化して国家権力に対峙しようとしていることに通ずると考えたのであろう。つまり、レヴェラーズやディガーズの急進思想と、多元的国家論との間には、「集団観念」にもとづく思想的継承関係が存在しているということである。これは、ラスキと同じ多元的国家論者であったフィギスが、カトリックとプロテスタントの歴史・思想を分析し、キリスト教会の「社会集団の権利」を主張していたのと同様の学問的表現であるといえる。ラスキは、「ピューリタン革命」とレヴェラーズやディガーズなどの諸分離派に重点をおくイギリス革命観を形成することで、近代国家と近代デモクラシーの時代的形成期におけるピューリタンの急進思想と、リベラル・デモクラシーの時代的転換期における多元的国家論とを結びつけ、「社会集団」による積極的な社会・政治改革によって福祉国家を建設していくという思想的立場を確立したと思われる。

## おわりに

これまで、ラスキの多元的国家論と17世紀政治思想との関係性を探るべく、ラスキが初期におこなっていた古典的な西欧政治思想史研究について論じてきた。

すでに述べたように、ラスキは、宗教改革から市民革命までの歴史・思想を分析し、ブルトゥスが権利保障を基礎に「王権の制限」、「抵抗する権利」を提唱したことや、レヴェラーズやディガーズといったピューリタンの「社会集団」が急進的な民衆運動を指導したことに、多元的国家論の基本思想である「権力制限・権力分立」の概念や、「集団観念」にもとづく社会改革の歴史的・思想的根拠を見出した。ラスキは、「自由」「平等」を実現するために強大な国家権力に立ち向かい、多年にわたり「政治闘争」と「宗教闘争」を繰り返してきたユグノーやピューリタンの思想を学び、自身の多元的国家論を構築したと思われる。

また、ラスキは、人類史上最初の世界大戦である第一次世界大戦や、ロシア革命による世界初の社会主義国家ソビエト連邦の出現などを目撃しており、20世紀前半期における「危機の時代」のはじまりと、16世紀フランス宗教戦争や17世紀イギリス革命などの歴史的大事件を重ね合わせていたのかもしれない。とくに「ピューリタン革命」については、のちに著した『ヨーロッパ自由主義の発達 (*The Rise of Liberalism*)』(1938年)でも触れており、ラスキは「ブルジョア革命」としてのイギリス革命観を展開して、ブルジョア・デモクラシーと近代資本主義が抱える「資本の論理」の問題に向き合っている<sup>41)</sup>。そしてラスキは、「ピューリタン革命」には「市民的・政治的自由」を実現しようとする自由主義的な「自由の精神」だけでなく、レヴェラーズ、ディガーズのように「政治的・経済的平等」を求める社会主義的な「平等の精神」が内在していたことをあらためて認識し、その結果、リベラル・デモクラシー思想とソーシャル・デモクラシー思想との相互・継承関係からなる「現代福祉国家」の思想について論究していくこととなる。

このように、初期のラスキは、17世紀市民革命期の歴史・思想を研究することによって、のちの「現代福祉国家」や「EUの思想」へと通ずる多元的国家論の思想的基礎を形成しており、その思想は西欧政治思想史上きわめて重要なものであると考えられる。

## 【注】

- 1) こうした「EUの思想」をめぐる問題については、田中浩「リベラル・デモクラシーからソーシャル・デモクラシーへ—現代世界の思想を理解する一視点として」『未来』、550号、未来社、2012年、22-23頁。田中浩「EUの実験—その思想的・歴史的的前提」『EUを考える 現代世界—その思想と歴史③』、未来社、2011年、11頁、23-28頁。などを参照。
- 2) EU成立に関する20世紀末の社会民主主義政党の興隆については、ルネ・クーベルス／ヨハネス・カンデル編『EU時代の到来 ヨーロッパ・福祉社会・社会民主主義』、田中浩／柴田寿子監訳、2009年、48-63頁、64-78頁。を参照。
- 3) これまでのおもなラスキ研究は、H. A. Deane, *The political Ideas of Harold J. Laski*, 1955. H. A. ディーン『ハロルド・ラスキの政治思想』、野村博訳、法律文化社、1977年。G. N. Sarma, *The Political Thought of Harold J. Laski*, Orient Longmans, 1965. B. Zylstra, *From Pluralism to Collectivism : The Development of Harold Laski's Political Thought*, Van Gorcum, 1968. などに代表される。こうした研究はラスキの論理的矛盾について批判をおこなうものがほとんどであり、とくに東西冷戦以降はソ連擁護と捉えられるラスキの言説が問題視された。また、Michael Newman, *Harold Laski : A Political Biography*, The Merlin Press Ltd, 1993. Isaac Kramnick and Barry Sheerman, *Harold Laski : A Life on the Left*, Viking Adult, 1993. G. Eastwood, *Harold Laski*, Mowbray, 1977. K. Martin, *Harold Laski : A Biographical Memoir*, Littlehampton Book Services Ltd, 1953. K. マーティン『ハロルド・ラスキ—社会主義者の歩み』山田文雄訳、社会思想研究会出版部、1955年。小笠原欣幸『ハロルド・ラスキ 政治に挑んだ政治学者』、勁草書房、1987年。などの伝記的な研究も多い。しかし近年、柴田卓弘『イギリス自由主義の展開—古い自由主義の連続を中心に』、早稲田大学出版部、1991年。大塚桂『ラスキとホップハウス—イギリス自由主義の一断面』、勁草書房、1997年。小松敏弘『現代世界と民主的変革の政治学—ラスキ／マクファースン／ミリバンド』、昭和堂、2005年。などの研究により、ラスキの思想に内在する自由主義の歴史的・思想的連続性が注目されてきている。その他のラスキ研究は、渋谷武『ラスキの政治理論』、弘文堂、1961年。鈴木安蔵／横越英一ほか『ハロルド・ラスキ研究』、勁草書房、1954年。など。
- 4) 田中浩『ヨーロッパ 知の巨人たち』、NHK出版、2004年、170頁。
- 5) H. J. Laski, *Parliamentary Government in England*, pp.203-205. H. J. ラスキ『イギリスの議会政治』、前田英明訳、日本評論社、1990年、182-183頁。田中浩『新版 国家と個人—市民革命から現代まで』、岩波書店、2008年、156頁。
- 6) H. J. Laski, *The State in Theory and Practice*, Vail-Ballou Press, 1935, pp.89-92. p.100. p.104. p.123. p.174. pp.179-180 H. J. ラスキ『国家—理論と現実』、石上良平訳、岩波現代叢書、1952年、78-80頁、88頁、91頁、108頁、153頁、158頁。
- 7) なお、ラスキの思想史的観点に触れず、国家権力や議会政治についてのラスキの定義・理論を抽出して分析し、その論理的矛盾を指摘するような研究方法の問題点は、戦後すぐに政治学者の丸山眞男(1914-1996)が指摘している。(丸山眞男『増補版 現代政治の思想と行動』、未来社、1964年、535頁。)
- 8) T. H. Green, *Lectures on the Principles of Political Obligation*, University of California Libraries, 1911, p.21. pp.44-45. p.131. p.145. pp.157-158. p.180. pp.207-210. 河合栄治郎『河合栄治郎全集 第2巻 トーマス・ヒル・グリーン』、社会思想社、1968年、349-352頁、358-360頁。
- 9) T. H. Green, 'Two Lectures on Liberal Legislation and Freedom of Contract', in *Works of Thomas Hill Green Vol. 3. Miscellanies and Memoir*, London : Longmans, Green, and Co., 1888, p.372. pp.377-382.

## 論 文

- 10) Bernard Bosanquet, *The Philosophical Theory of The State*, Macmillan., 1899, p.68. p.150. pp.216-217. pp.233-234.
- 11) L. T. Hobhouse, *The Metaphysical Theory of the State*, Macmillan., 1918, pp.17-18. pp.23-25. pp.31-35. p.40. p.43. L. T. ホブハウス『国家の形而上学的学説』、鈴木栄太郎訳、不及社、1924年、76-78頁、80頁、89-93頁、110-113頁、119頁、133頁、141-142頁。
- 12) ホブハウスとラスキの思想的・論理的関連性についての諸説は、田中浩『新版 国家と個人—市民革命から現代まで』、岩波書店、2008年、166-168頁。大塚桂『ラスキとホブハウス—イギリス自由主義の一断面』、勁草書房、1997年、208-210頁。などを参照。
- 13) H. J. Laski, *Authority in the Modern State*, Yale University Press., 1919, p.26, p.65. H. J. Laski, *The Foundations Of Sovereignty : And Other Essays*, NY Harcourt., 1921, p.210. p.214. pp.218-219. H. J. ラスキ『主権の基礎 (世界の名著 60)』、渡辺保男訳、中央公論社、1970年、378頁、381-386頁。H. J. Laski, *A Grammar of Politics*, Unwin Uni B, 1967, p.170. pp.149-152. pp.171-172. H. J. ラスキ『政治学大綱 (上)』、日高明三／横越英一訳、法政大学出版局、1952年、220-224頁、250-251頁。
- 14) ラスキは基本的にグリーンの「積極的自由」の概念を肯定的に捉えていた。(H. J. Laski, *Authority in the Modern State*, Yale University Press, 1919, p.55. H. J. Laski, *The Foundations Of Sovereignty : And Other Essays*, NY Harcourt, 1921, p.88.) しかし、ラスキはのちに「消極的自由」の重要性を改めて強調している。(H. J. Laski, *Liberty in the Modern State*, Augustus M. Kelley Pubs, 1972, p.33. H. J. ラスキ『近代国家における自由』、飯坂良明訳、岩波文庫、1974年、51頁。) こうした自由観は、ラスキが個人と社会の相互関係からなる自由主義の発展・転換を重視し、個人の自由を基礎におくりべラル・デモクラシーと、共同善のために個人
- の自由をあるていど制限していくソーシャル・デモクラシーとの相互・継承関係に注目していたことを示すものであると思われる。(小松敏弘『現代世界と民主的変革の政治学—ラスキ／マクファースン／ミリバンド』、昭和堂、2005年、26-28頁。柴田卓弘『イギリス自由主義の展開—古い自由主義の連続を中心に』、早稲田大学出版部、1991年、244頁。)
- 15) メイトランドは中世の法理論・国家論を専門としており、また、フィギスはキリスト教会を中心とした多元的国家論を提唱し、コールは労働組合を中心とした多元的国家論およびギルド社会主義を主張した。ラスキは、こうした社会集団に基礎をおく新しい思想史的観点と、伝統的な西欧デモクラシーの歴史・思想・理論を結びつけ、多元的国家論を構築していったと思われる。(Frederic William Maitland, *Political Theories of the Middle Age*, Cambridge University Press., 1900, p.xxvi(26). J. N. Figgis, *Churches in the Modern State*, Longmans, Green, and Co., 1913, p.70. p.225. G. D. H. Cole, *Social Theory*, Methouen & Co., Ltd., 1920, p.37.)
- 16) H. J. Laski, *The Foundations Of Sovereignty : And Other Essays*, NY Harcourt, 1921, pp.2-4. pp.12-13. pp.15-17. p.22. pp.26-27. H. J. ラスキ『主権の基礎 (世界の名著 60)』、渡辺保男訳、中央公論社、1970年、351-353頁、362頁、364-365頁、370頁、373-374頁。
- 17) グリーンは、「第一講」では宗教改革からピューリタン革命までの歴史・思想について述べ、「第二講」以降はクロムウェルやヴェインといった議会派革命勢力の人物について取りあげている。詳しくは、Green, 'Four Lectures on the English Commonwealth', in *Works of Thomas Hill Green Vol. 3. Miscellanies and Memoir*, London : Longmans, Green, and Co., 1888. T. H. グリーン『イギリス革命講義—クロムウェルの共和国』、田中浩／佐野正子訳、未来社、2011年。を参照。
- 18) 実際の著者はユグノー貴族のプレシー・モルネー (Philippe de Plessis Mornay, 1549-1623)

## 初期ラスキの政治思想—ピューリタン革命との関わりで—

- と法学者のユベール・ランゲ (Hubert Languet, 1518-1581) のいずれか、もしくは共著であると考えられている。(Iunius Brutus, H. J. Laski, *A Defence of Liberty Against Tyrants*, G. Bell and Sons., Ltd. 1924, pp.57-58.)
- 19) Iunius Brutus, H. J. Laski, *A Defence of Liberty Against Tyrants*, G. Bell and Sons., Ltd., 1924, pp.1-60.
- 20) *Ibid.*, 1924, p.67. p.69. pp.122-123.
- 21) *Ibid.*, pp.71-72. p.80.
- 22) *Ibid.*, p.72. pp.124-125. pp.133-134. pp.144-145. pp.158-159. p.167. pp.190-191.
- 23) *Ibid.*, p.109. pp.118-119. pp.164-169. pp.181-182. pp.197-198.
- 24) ホッブズの「自己保存 (生存権)」の法則と「契約」に基づく主権国家 (コモンウェルス) 設立の理論および、ロックの「所有権」「抵抗権」と「社会契約」による議会主権論については、それぞれ、Thomas Hobbes, *Leviathan*, Cambridge University Press, 1904, pp.86-89. p.115. pp.118-120. トマス・ホッブズ『リヴァイアサン (世界の大思想13)』田中浩／水田洋訳、河出書房、1966年、87-90頁、112頁、115-116頁。John Locke, *Two Treatises of Government*, Whitmore and Fenn and C. Brow, 1821, pp.188-189. pp.294-295. ジョン・ロック『完訳 統治二論』、加藤節訳、岩波書店、2010年、292-293頁、441-442頁。などを参照。
- 25) ブルトゥスの思想は、16世紀にユグノーやカトリックの間で提唱されていた「暴君放伐論 (Monarchomachs)」の伝統に位置するものとされている。ユグノーは個々人の抵抗権を認めておらず、諸身分の代表者 (行政長官である貴族など) にのみ抵抗権が存在するとしていた。しかしラスキは、ブルトゥスの思想は近代デモクラシーの理念である権利保障や権力委譲の観念が強く、「市民的・政治的自由」を確保しようとする意図が存在しており、宗教的迫害をおこなう圧制に反抗しながらも「市民的・政治的自由」の保障に注意を払わなかった「暴君放伐論」とは異なるとしている。(Iunius Brutus, H. J. Laski, *A Defence of Liberty Against Tyrants*, G. Bell and Sons., Ltd., 1924, p.26. p.33. pp.48-53.)
- 26) *Ibid.*, pp.51-53. p.97.
- 27) *Ibid.*, pp.47-48. p.55.
- 28) *Ibid.*, pp.44-46.
- 29) ボダンの国王主権論は、法理論・法思想による「主権者」の構築をおこない、「自然法」と三部会を無視するのが「暴政」であり、「法の支配」を尊重することが「善政」であるとしていることから、イギリスの混合・制限王政論に近いものとして考えられてきた。この混合・制限王政論とは、イギリス国王は国家の首長・代表者として個人的優越性を持ち、最高権力である国王大権を行使できるが、その王権はマグナ・カルタ、コモン・ロー、制定法などによる「法の支配」と、立法権・課税権をもつ身分議会のコントロールという二重の拘束を受け、根本的に制限されている、というものである。しかし、ボダンは家父長制論によって王権を絶対的なものとして、三部会を形式的な諮問機関の地位に留めており、イギリスの混合・制限王政論とは異なる点も見られる。(田中浩『ホッブズ研究序説』、お茶の水書房、1982年、114-115頁、265-273頁。)
- 30) Iunius Brutus, H. J. Laski, *A Defence of Liberty Against Tyrants*, G. Bell and Sons., Ltd., 1924, pp.47-48. p.55.
- 31) *Ibid.*, p.53. p.60.
- 32) こうした点については、E. Barker, *Church, state, and education*, 1930, The University of Michigan Press., 1956, Chapter 3, A Huguenot Theory of Politics, pp.77-108. J. N. Figgis, *Studies of political thought from Gerson to Grotius*, 1414-1625, 1916, Cambridge at the University Press., 1957, pp.134-137.などを参照。
- 33) T. H. グリーン『イギリス革命講義—クロムウェルの共和国』、田中浩／佐野正子訳、未來社、2011年、188-191頁。
- 34) 前掲訳書、174-175頁、195-197頁。

## 論 文

- 35) G. P. Gooch, H. J. Laski, *The History of English Democratic Ideas in the Seventeenth Century*, Cambridge at the University Press., 1927, pp.119-140. pp.151-152. pp.175-191. p.213.
- 36) レヴェラーズの主張は、共和国政府への請願書である「人民協定」にまとめられている。長期議会の解散および新たな議会の招集、法手続の平等化を明記した成文法の制定、領主特権の廃止、課税の平等化、独占権・関税・物品税の廃止、抵当や土地売買の記録の確立、信教の自由の保障などである。(T. H. Green, 'Four Lectures on the English Commonwealth', in *Works of Thomas Hill Green Vol. 3. Miscellanies and Memoir*, London : Longmans, Green, and Co., 1888, pp.338-339. T. H. グリーン『イギリス革命講義—クロムウェルの共和国』、田中浩／佐野正子訳、未来社、2011年、121-122頁。大木英夫『ピューリタン—近代化の精神構造』、聖学院大学出版会、2006年、152頁。) また、ディガーズは、「バッキンガムシャに輝く光」というパンフレットで原始共産主義を展開し、「自由の法」という書簡では、聖職者特権の廃止、私的経済活動(売買)の禁止 生産手段および生産物の公有化などを主張している。(G. P. Gooch, *Political Thought in England: from Bacon to Halifax*, London : Williams & Norgate., 1914, pp.122-125. pp.129-131. G. P. グーチ『イギリス政治思想(1)ベーコンからハリファックス』、堀豊彦／升味準之輔訳、岩波現代叢書、1952年、90-92頁、95-96頁。)
- 37) G. P. Gooch, H. J. Laski, *The History of English Democratic Ideas in the Seventeenth Century*, Cambridge at the University Press., 1927, pp.308-311.
- 38) Jeremy Bentham, *An Introduction to the Principles of morals and Legislation*, pp.2-4. p.9. Jeremy Bentham, *Rights, Representation, and Reform*, Oxford University Press, 2002, pp.428-434.
- 39) J. S. Mill, *On Liberty*, London : Longman, Roberts & Green., 1869, pp.25-27. p.158. p.197. J. S. ミル『自由論』、塩尻公明/木村健康訳、岩波文庫、1971年、29-30頁、178頁、219頁
- 40) G. P. Gooch, H. J. Laski, *The History of English Democratic Ideas in the Seventeenth Century*, Cambridge at the University Press., 1927, pp.308-310.
- 41) こうしたラスキのイギリス革命観には、歴史学者R. H. トーニー (Richard Henry Tony, 1880-1962) によるピューリタン革命研究と共通する点が多い。トーニーは、中世末期におけるイギリス経済社会の発展を基盤とした中産階級層の台頭とピューリタニズムの関連性から、巨大な社会変動としてのイギリス革命観を提起した。また、ラスキの「ブルジョア革命」という定義は、20世紀中葉からクリストファー・ヒル (John Edward Christopher Hill, 1912-2003) などが提唱するようになる。トーニーとヒルのイギリス革命研究については、R. H. Tawney, *Religion And The Rise Of Capitalism*, John Murray, Albemarle Street, W., 1926. R. H. トーニー『宗教と資本主義の興隆 (上)』、『宗教と資本主義の興隆 (下)』出口勇蔵/越智武臣、岩波書店、1959年。Christopher Hill, *The English Revolution 1640 : Three Essays*, Lawrence & Wishart, 1940. クリストファー・ヒル『イギリス革命—1640年』田村秀夫訳、創文社、1956年。などを参照。

初期ラスキの政治思想—ピューリタン革命との関わりで—

Political Thoughts in Laski's Early Writings: In Reference to the Puritan Revolution

Shibata Junpei

In this paper, I attempt to consider the idea of pluralism of a British political scientist, Harold Laski (1893–1950). In particular, I examine his early writings on the classical European democracy from the Reformation to the Puritan Revolution as the developmental period of modern States. By examining the thoughts of political reformation of Protestant sects such as Levellers, Diggers, and Huguenot, he advocated the pluralistic theory for constructing welfare state centering on social groups or small communities. Though the process, he formulated a distinctive viewpoint for understanding mutual relation and succession between liberal democracy and social democracy. I clarify the significance of Laski's thoughts in the history of Western political thoughts in these respects.